

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 四半期連結貸借対照表</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 負債（第四十七条―第五十三条）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十（略）</p> <p>三十一 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。</p> <p>三十二～三十七（略）</p> <p>（四半期連結財務諸表作成の一般原則）</p> <p>第四条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、様式</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 四半期連結貸借対照表</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 負債（第四十七条―第五十三条の二）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十（略）</p> <p>三十一 持分プーリング法 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する方法をいう。</p> <p>三十二～三十七（略）</p> <p>（四半期連結財務諸表作成の一般原則）</p> <p>第四条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、様式</p>

及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。

四 (略)

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高（役務収益を含む。以下同じ。）、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 次に掲げる会社等（会社、組合その他これらに類する事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を四半期連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。

四 (略)

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高（役務収益を含む。以下同じ。）等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 次に各号に掲げる会社等（会社、組合その他これらに類する事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財政又は経営の状況等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を四半期連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

(持分法の適用)

第七条 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の適用の対象から除いても四半期連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載)

第十条 (略)

2 当四半期連結会計期間(当連結会計年度の第二・四半期(連結会計年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下この項及び第十五条第三項において同じ。))以降の四半期連結会計期間に限る。
()において自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、前項第三号に定める事項の記載に加え、第二・四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額を記載しなければならない。

3 5 (略)

(重要な後発事象の注記)

第十三条 四半期連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される

(持分法の適用)

第七条 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の適用の対象から除いても四半期連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載)

第十条 (略)

2 当四半期連結会計期間(当連結会計年度の第二・四半期(連結会計年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下この項において同じ。))以降の四半期連結会計期間に限る。
()において自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、前項第三号に定める事項の記載に加え、第二・四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額を記載しなければならない。

3 5 (略)

(重要な後発事象の注記)

第十三条 四半期連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される

非連結子会社及び関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（第七十八条第四項において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

2 (略)

(追加情報の注記)

第十四条 この規則において特に定める注記のほか、四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人が、四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報等の注記)

第十五条 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

- 一 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額
- 二 前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当す

非連結子会社及び関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く。）以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象（第七十八条第四項において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

2 (略)

(追加情報の注記)

第十四条 この規則において特に定める注記のほか、四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人が、四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報の注記)

第十五条 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括

る科目ごとの四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

三 報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象の概要（前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）

2 当四半期連結会計期間（当連結会計年度に属する四半期連結会計期間のうち当四半期連結会計期間前のものを含む。）において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法（次項及び第四項において「報告セグメントに係る算定方法」という。）の重要な変更があった場合には、その内容を注記しなければならない。

3 当連結会計年度の第二・四半期以降の四半期連結会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があった場合には、前項の規定により行った注記に加え、第二・四半期以降に変更した理由を注記しなければならない。

4 前連結会計年度において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当四半期連結会計期間におけるこれらの事項との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る第一項第一号及び第二号に掲げる金額（当四半期連結会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。）を注記

して、適当な名称を付して記載することができる。

2 連結会社が本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の国又は地域にも存在する場合には、連結会社の所在する国又は地域（当該国又は地域が本邦以外の場合には、一の地域として扱うことが適当と認められる国又は地域の集団を含む。）ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額（以下「所在地別セグメント情報」という。）を様式第二号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高が少額な場合であつて、他の区分と一括して表示することが適当であると認められるときは、適当な名称を付して一括して記載することができる。

3 連結会社が本邦以外の国又は地域（一の地域として扱うことが適当と認められる国又は地域の集団を含む。以下この項において同じ。）における売上（以下「海外売上高」という。）を有する場合には、当該国又は地域ごとの区分に従い、当該区分に属する海外売上高を、様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する海外売上高が少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

しなければならない。

5 前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法による概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。

6 当四半期連結会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負のれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要を注記しなければならない。

(取得による企業結合が行われた場合の注記)

第二十条 当四半期連結会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合(次条第一項に定める場合を除く。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 企業結合の概要

二・三 (略)

四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第二十条 当四半期連結会計期間においてパーチェス法を適用した企業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 被取得企業の名称及びその事業の内容、事業を取得した場合に相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称及び取得した議決権比率

二・三 (略)

四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交

換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

- 五 取得が複数の取引によって行われた場合には、被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
- 六 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因
- 七 前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額が暫定的に算定された金額である場合には、その旨

八 (略)

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、当四半期連結会計期間における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期間における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3・4 (略)

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第二十一条 当四半期連結会計期間において逆取得となる企業結合(財務諸表等規則第八条第三十六項第一号に掲げるものを除く。)が行われた場合には、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとされたときに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数及びその評価額

- 五 取得の対価として株式を交付した場合に、株式交付日の株価を基礎に取得原価を算定しているときは、その旨
- 六 発生したのれん又は負ののれんの金額(当該金額には、暫定的に算定された金額を含む。)、発生原因、償却方法及び償却期間
- 七 発生したのれん又は負ののれんの金額が暫定的に算定された金額である場合には、その旨

八 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、個々の企業結合に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期連結会計期間の企業結合全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3・4 (略)

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第二十一条 当四半期連結会計期間において持分プーリング法を適用した企業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 結合当事者の名称及びその事業の内容、企業結合の目的、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称
- 二 議決権のある株式の交換比率及びその算定方法、交付し、又は

2 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に注記しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号又は第三号に掲げる企業結合において、同項第二号又は第三号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(共通支配下の取引等の注記)
第二十二條 当四半期連結会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 取引の概要

交付する予定の株式数、企業結合後の議決権比率並びに当該企業結合を持分の結合と判定した理由

三 企業結合の結果として処分することが決定された重要な事業

四 企業結合が当連結会計年度の開始の日以外で行われた場合には、当該連結会計年度の開始の日に企業結合が行われたものとみなして算定した直前の四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期損益計算書への影響額

五 前連結会計年度の連結財務諸表には持分プーリング法を適用した結果が反映されているが、前連結会計年度の対応する四半期連結財務諸表には反映されていない場合には、その旨及び前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間への影響額

2 前項第四号及び第五号の場合において適時に、正確な影響額の算定をすることが困難な場合には、その旨、その理由及び適当な方法による影響の概算額を記載することができる。

(共通支配下の取引等の注記)

第二十二條 当四半期連結会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

二・三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当四半期連結会計期間における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期間における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該取引等全体について注記しなければならない。

(共同支配企業の形成の注記)

第二十三条 当四半期連結会計期間において共同支配企業の形成(財務諸表等規則第八条の二十二第一項に規定する共同支配企業の形成をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)を行った場合には、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に準ずる事項を記載しなければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当四半期連結会計期間における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期間における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

二・三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期連結会計期間の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

(共同支配企業の形成の注記)

第二十三条 当四半期連結会計期間において共同支配企業(財務諸表等規則第八条第六項第四号に規定する共同支配企業をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)を共同で支配する企業が共同支配企業を形成した場合には、前条第一項第一号及び第二号に準ずる事項を記載しなければならない。実施した会計処理の概要の記載においては、共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共同支配企業の形成に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期連結会計期間の共同支配企業の形成全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

(事業分離における分離元企業の注記)

第二十四条 当四半期連結会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 事業分離の概要

二 実施した会計処理の概要

三 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

四・五 (略)

2 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

3 当四半期連結会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

(事業分離の注記)

第二十四条 当四半期連結会計期間において事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

二 実施した会計処理の概要

イ 移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

ロ 移転損益を認識しなかった場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

(新設)

三・四 (略)

2 前項第四号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、省略することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、当該事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の事業分離においては重要性が乏しいが、事業分離が全体で重要性がある場合には、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離全体で注記しなければならない。

(事業分離における分離先企業の注記)

第二十五条 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 取引の概要
- 二 実施した会計処理の概要
- 三 分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

(賃貸等不動産に関する注記)

第二十七条の三 賃貸等不動産(連結財務諸表規則第十五条の二十四に規定する賃貸等不動産をいう。)については、当該賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表日における当該賃貸等不動産の時価及び四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

(四半期連結貸借対照表の記載方法)

第三十条 (略)

2 四半期連結貸借対照表は、様式第二号により記載するものとする。

(各資産の範囲)

第三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十

(分離先企業の注記)

第二十五条 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合であつても、前条第一項第一号に準じて注記しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(新設)

(四半期連結貸借対照表の記載方法)

第三十条 (略)

2 四半期連結貸借対照表は、様式第四号により記載するものとする。

(各資産の範囲)

第三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十

二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五條から第十六條の三までの規定中「一年以内」とあるのは「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「四半期連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第四十八條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の四まで及び第五十一條から第五十一條の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七條及び第四十八條の二から第四十八條の四までの規定中「一年以内」とあるのは、「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十條 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債を一括して表示することが適当であると認められるものについて

二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五條から第十六條の三までの規定中「一年以内」とあるのは「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「四半期連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第四十八條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の四まで及び第五十一條から第五十一條の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において財務諸表等規則第四十七條及び第四十八條の二から第四十八條の四までの規定中「一年以内」とあるのは「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十條 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債を一括して表示することが適当であると認められるものについて

ては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〜四 (略)

(削る)

五 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第五号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(削る)

(削る)

第五十一条〜第五十三条 (略)

(四半期連結損益計算書の記載方法)

第六十四条 (略)

2 四半期連結損益計算書は、様式第三号及び第四号により記載するものとする。

ては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〜四 (略)

五 負ののれん

六 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

5 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額に満たないことにより生じる差額は、負ののれんに含めて表示する。

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十一条 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第四十条第一項第一号に掲げるのれん及び前条第一項第四号に掲げる負ののれんについて準用する。

第五十二条〜第五十三条の二 (略)

(四半期連結損益計算書の記載方法)

第六十四条 (略)

2 四半期連結損益計算書は、様式第五号及び第六号により記載するものとする。

(営業外収益の表示方法)

第七十一条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を含む。)、受取配当金、有価証券売却却益、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別利益の表示方法)

第七十四条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(四半期純利益又は四半期純損失)

第七十七条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額の次に記載しなければならない。

(営業外収益の表示方法)

第七十一条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を含む。)、受取配当金、有価証券売却却益、負ののれんの償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別利益の表示方法)

第七十四条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(四半期純利益又は四半期純損失)

第七十七条 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額の次に記載しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

2 前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。

3 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額として記載しなければならない。

4 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失のうち少数株主持分に属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額の次に記載しなければならない。

5 少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額に税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失のうち少数株主持分に属する金額を加減した金額は、四半期純利益金額又は四半期純損失金額として記載しなければならない。

6 (略)

(持分法による投資利益等の表示)

第七十九条 持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる

一・二 (略)

三 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失のうち少数株主持分に属するもの

2 前項第一号及び第二号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。

3 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、四半期純利益金額又は四半期純損失金額として記載しなければならない。

(新設)

(新設)

4 (略)

(のれん及び負ののれんの償却額等の表示)

第七十九条 財務諸表等規則第九十七条の規定は、のれん及び負のの

場合には、これらを相殺して表示することができる。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第八十四条 (略)

2 四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載するものとする。

れんの償却額の表示について準用する。

2 持分法による投資利益と持分法による投資損失とが生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第八十四条 (略)

2 四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第七号又は第八号により記載するものとする。

売上高	××××	××××	××××	××××	××××
外部顧客への売上高	××××	××××	××××	××××	××××
セグメント間の内部売上高又は振替高	××××	××××	××××	××××	××××
計	××××	××××	××××	××××	××××
セグメント利益又は損失(△)	××××	××××	××××	××××	××××

当第 四半期連結会計期間 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

(単位: 円)

	その他	合計
売上高	××××	××××	××××	××××	××××	××××
外部顧客への売上高	××××	××××	××××	××××	××××	××××
セグメント間の内部売上高又は振替高	××××	××××	××××	××××	××××	××××
計	××××	××××	××××	××××	××××	××××
セグメント利益又は損失(△)	××××	××××	××××	××××	××××	××××

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(記載上の注意)

- この様式において「事業セグメント」とは、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意1.に規定する事業セグメント(同記載上の注意2.により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)をいう。
- この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意3.に規定するもの(同記載上の注意4.及び5.により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)とする。ただし、同記載上の注意5.中「連結損益計算書」とあるのは「四半期連結損益計算書」と読み替えるものとする。
- 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定

② セグメント間の内部売上高又は振替高	××××	××××	××××	××××	××××	×
計	××××	××××	××××	××××	××××	×
営業利益(又は営業損失)	××××	××××	××××	××××	××××	×

当第 四半期連結累計期間 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

売上高	××××	××××	××××	××××	××××	×	×	×
① 外部顧客に対する売上高	××××	××××	××××	××××	××××	×	×	×
② セグメント間の内部売上高又は振替高	××××	××××	××××	××××	××××	×	×	×
計	××××	××××	××××	××××	××××	×	×	×
営業利益(又は営業損失)	××××	××××	××××	××××	××××	×	×	×

(記載上の注意)

- 事業の種類別の区分は、製品(商品又は役務を含む。以下同じ。)の種類・性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して決定すること。
- 営業利益(又は営業損失)に代えて、経常利益(又は経常損失)を記載することが適当と認められる場合には、経常利益(又は経常損失)を記載することができる。
- 事業の種類別の区分(以下この様式において「セグメント」という。)ごとに、売上総利益又は売上総損失その他の損益情報を併せて記載することができる。
- 事業の種類別の区分方法及び各区分に属する主要な製品の名称又は事業の内容等を記載すること。なお、各セグメントに属する主要な製品又は事業に関する情報について、重要な異動がある場合には、その内容を記載すること。
- 売上高の記載については、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高又は振替高を区分せずに記載することができる。
- 次のいずれかの基準に該当するセグメントについては、他のセグメントと区別して記載すること。
 - 当該セグメントの売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第9号までにおいて同じ。)が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であること。
 - 当該セグメントの営業利益又は営業損失の絶対値が、次のうちいずれか大きい絶対値の10%以上であること。ただし、営業利益又は営業損失に代えて経常利益又は経常損失を記載する場合には、「営業利

機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

- ① 報告セグメントごとの利益又は損失
- ② 報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
 - ① 外部顧客への売上高
 - ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高

4. 3. において、②①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。

5. 「2. 報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象がある場合（前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

6. 「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

7. 6. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

8. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合において、次の1)から5)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

- ① 連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨並びに四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響
- ② 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨並びに前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当四半期連結累計期間について前連結会計年度の区分方法により作成した情報）
- ③ 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合 その旨、変更の理由並びに当該変更が四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

益」とあるのは「経常利益」と、「営業損失」とあるのは「経常損失」と読み替えること。

- ① 営業利益の生じているセグメントの営業利益の合計額の絶対値
- ② 営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の絶対値

7. 前号の1)及び2)の基準のいずれにも該当しないセグメントについては、「その他の事業」として一括して記載することができる。

8. 記載の対象となつたセグメント（「その他の事業」として一括されたセグメントを除く。）の売上高の合計が全セグメントの売上高の合計の50%以下である場合には、その理由を明らかにするとともに、「その他の事業」として一括されたセグメントのうち主要なセグメントについて、その売上高及び全セグメントの売上高の合計に占める当該売上高の割合を記載すること。

9. 次のすべてに該当する場合には、事業の種類別セグメント情報を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及びその理由を明らかにすること。

- ① 特定のセグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計の90%超であること。
- ② 特定のセグメントの営業利益又は営業損失の絶対値が、次のうちいずれか大きい絶対値の90%超であること。ただし、営業利益又は営業損失に代えて経常利益又は経常損失を記載する場合には、「営業利益」とあるのは「経常利益」と、「営業損失」とあるのは「経常損失」と読み替えること。
 - ① 営業利益の生じているセグメントの営業利益の合計額の絶対値
 - ② 営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の絶対値
- ③ 特定のセグメント以外に第6号の1)又は2)の基準に該当するセグメントがないこと。

10. 事業の種類別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント及び営業費用の配分方法について継続性が維持されるよう配慮すること。

なお、記載対象セグメント又は営業費用の配分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が事業の種類別セグメント情報に与えている影響額を記載することができる。ただし、正確な影響額の算定することができない場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。

また、影響額を算定することが困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

11. 前号に規定する記載対象セグメント又は営業費用の配分方法を変更した場合において、事業の種類別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。

12. 企業結合や事業分離その他の理由により事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別の資産の金額に、前連結会計年度末に比して著しい変動があった場合には、その概要を記載すること。

<p>(4) <u>第二・四半期以降の四半期連結会計期間において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合</u> <u>第二・四半期以降に変更した理由</u></p> <p>(5) <u>前連結会計年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行っており、かつ、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間と当四半期連結会計期間との間において、これらの事項に相違がみられる場合</u> <u>その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項</u></p> <p>9. 8. において、(1)から(4)までに掲げる場合に該当するときは、当該変更を行った四半期連結会計期間に係る連結会計年度に属する四半期連結会計期間において、それぞれの場合に定める事項を継続して記載すること。</p> <p>10. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、8. に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。</p> <p>11. 「5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。</p> <p>(1) <u>固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合</u> <u>その概要</u></p> <p>(2) <u>のれんの金額に重要な変動が生じた場合</u> <u>のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要</u></p> <p>(3) <u>重要な負ののれん発生益を認識した場合</u> <u>重要な負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要</u></p> <p>12. <u>連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。</u></p>	
---	--

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第六条関係）

改正案

現行

(制る)	様式第二号										
	【所在地別セグメント情報】										
	前第 四半期連結会計期間（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）										
	売上高	日本 (円) (円) (円)	その他の 地域 (円)	計 (円)	消去又は 全社 (円)	連結 (円)			
	① 外部顧客に 対する売上高	××××	××××	××××	××××	＝	××××	××××			
	② セグメント間の 内部売上高又は 振替高	××××	××××	××××	××××	(×××)	＝	××××			
	計	××××	××××	××××	××××	(×××)	××××				
	営業利益(又は営業 損失)	××××	××××	××××	××××	(×××)	××××				
	当第 四半期連結会計期間（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）										
	売上高	日本 (円) (円) (円)	その他の 地域 (円)	計 (円)	消去又は 全社 (円)	連結 (円)			
	① 外部顧客に 対する売上高	××××	××××	××××	××××	＝	××××	××××			
	② セグメント間の 内部売上高又は 振替高	××××	××××	××××	××××	(×××)	＝	××××			
	計	××××	××××	××××	××××	(×××)	××××				
	営業利益(又は営業 損失)	××××	××××	××××	××××	(×××)	××××				
	前第 四半期連結累計期間（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）										
	売上高	日本 (円) (円) (円)	その他の 地域 (円)	計 (円)	消去又は 全社 (円)	連結 (円)			
	① 外部顧客に 対する売上高	××××	××××	××××	××××	＝	××××	××××			

② セグメント間の 内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	＝
計	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××
営業利益(又は営業 損失)	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××

当第 四半期連結累計期間 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

売上高	日本 (円)	その他の 地域 (円)	計 (円)	消去又は 全社 (円)	連結 (円)
	(円)	(円)	(円)				
① 外部顧客に対す る売上高	×××	×××	×××	×××	×××	＝	×××
② セグメント間の 内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	＝
計	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××
営業利益(又は営業 損失)	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××

(記載上の注意)

1. 国又は地域区分は、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決定すること。
2. 営業利益又は営業損失に代えて、経常利益又は経常損失を記載することが適当と認められる場合には、経常利益又は経常損失を記載することができる。
3. 国又は地域別の区分 (以下この様式において「セグメント」という。)ごとに、売上総利益又は売上総損失その他の損益情報を併せて記載することができる。
4. 国又は地域の区分方法を記載するとともに、複数の国又は地域が属しているセグメントがある場合には、当該セグメントに属する主な国又は地域を記載すること。
なお、各セグメントに属する主な国又は地域に関する情報について、重要な異動がある場合には、その内容を記載すること。
5. 売上高の記載については、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高又は振替高を区分せずに記載することができる。
6. セグメントの売上高 (セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第9号までにおいて同じ。)が、全セグメントの売上高の合計の10%以上である場合には、他のセグメントと区別して記載すること。
7. 前号の基準に該当しないセグメントについては、「その他の地域」として一括して記載することができる。

	<p>8. 記載の対象となつたセグメント（「その他の地域」として一括されたセグメントを除く。）の売上高の合計が全セグメントの売上高の合計の50%以下である場合には、その理由を明らかにするとともに、「その他の地域」として一括されたセグメントのうち主要なセグメントについて、その売上高及び全セグメントの売上高の合計に占める当該売上高の割合を記載すること。</p> <p>9. 特定のセグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計の90%超である場合には、所在地別セグメント情報を記載しないことができる。ただし、その旨及びその理由を明らかにすること。</p> <p>10. 所在地別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント及び営業費用の配分方法について継続性が維持されるよう配慮すること。</p> <p>なお、記載対象セグメント又は営業費用の配分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が所在地別セグメント情報に与えている影響額を記載すること。ただし、正確な影響額の算定をすることができない場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。</p> <p>また、影響額を算定することが困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</p> <p>11. 前号に規定する記載対象セグメント又は営業費用の配分方法を変更した場合において、所在地別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。</p>
--	--

	<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国又は地域の区分は、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決定すること。 2. 国又は地域の区分方法を記載するとともに、複数の国又は地域が属している区分がある場合には、当該区分に属する主な国又は地域を記載すること。 なお、各セグメントに属する主な国又は地域に関する情報について、重要な異動がある場合には、その内容を記載すること。 3. 海外売上高（内部売上高及び振替高を除く。次号及び第5号において同じ。）が連結売上高の10%以上である国又は地域については、他の国又は地域と区別して記載すること。 4. 海外売上高が連結売上高の10%未満である国又は地域については、「その他の地域」として一括して記載することができる。 5. 本邦以外の国又は地域における海外売上高の合計が連結売上高の10%未満である場合には、海外売上高を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及びその理由を明らかにすること。 6. 海外売上高の記載に当たっては、相当期間にわたり国又は地域の区分方法について継続性が維持されるよう配慮すること。 なお、国又は地域の区分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が海外売上高に与えている影響額を記載すること。ただし、正確な影響額の算定をすることができない場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。 また、影響額を算定することが困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。 7. 前号に規定する国又は地域の区分方法を変更した場合において、海外売上高に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。
--	--

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第六条関係）

改正案

現行

様式第二号 【四半期連結貸借対照表】		様式第四号 【四半期連結貸借対照表】	
(単位：円)		(単位：円)	
当第 四半期 連結会計期間末 (平成 年 月 日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)	当第 四半期 連結会計期間末 (平成 年 月 日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	×××	×××	×××
受取手形及び売掛金（純額）	×××	×××	×××
有価証券	×××	×××	×××
商品及び製品	×××	×××	×××
仕掛品	×××	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
流動資産合計	×××	×××	×××
固定資産			
有形固定資産	×××	×××	×××
無形固定資産	×××	×××	×××
のれん	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	×××
繰延資産	×××	×××	×××
資産合計	×××	×××	×××
負債の部			
流動負債			
支払手形及び買掛金	×××	×××	×××
短期借入金	×××	×××	×××
未払法人税等	×××	×××	×××
引当金	×××	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	×××
固定負債	×××	×××	×××
社債	×××	×××	×××
長期借入金	×××	×××	×××

引当金	×××	×××	引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	資産除去債務	×××	×××
その他			負債のれん	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	その他	×××	×××
負債合計	×××	×××	固定負債合計	×××	×××
純資産の部			負債合計	×××	×××
株主資本			純資産の部		
資本金	×××	×××	株主資本		
資本剰余金	×××	×××	資本金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××	資本剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××	利益剰余金	×××	×××
株主資本合計	×××	×××	自己株式	△×××	△×××
評価・換算差額等			株主資本合計	×××	×××
その他有価証券評価差額金	×××	×××	評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	土地再評価差額金	×××	×××
.....	×××	×××	為替換算調整勘定	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××	×××
新株予約権	×××	×××	評価・換算差額等合計	×××	×××
少数株主持分	×××	×××	新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××	少数株主持分	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	純資産合計	×××	×××
			負債純資産合計	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第六条関係）

改正案

現行

様式第三号		様式第五号	
【四半期連結損益計算書】		【四半期連結損益計算書】	
【第 四半期連結累計期間】		【第 四半期連結累計期間】	
(単位：円)		(単位：円)	
前第 四半期連結累計期間	当第 四半期連結累計期間	前第 四半期連結累計期間	当第 四半期連結累計期間
(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)
売上高	×××	売上高	×××
売上原価	×××	売上原価	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	売上総利益（又は売上総損失）	×××
販売費及び一般管理費	×××	販売費及び一般管理費	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	販売費及び一般管理費合計	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	営業利益（又は営業損失）	×××
営業外収益	×××	営業外収益	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外収益合計	×××	営業外収益合計	×××
営業外費用	×××	営業外費用	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外費用合計	×××	営業外費用合計	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	経常利益（又は経常損失）	×××
特別利益	×××	特別利益	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	特別利益合計	×××
特別損失	×××	特別損失	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	特別損失合計	×××
特別損失合計	×××	特別損失合計	×××
税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）	×××	税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××	法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××	法人税等合計	×××
少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	×××	少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	×××

少数株主利益（又は少数株主損失） 四半期純利益（又は四半期純損失）	少数株主利益（又は少数株主損失） 四半期純利益（又は四半期純損失）
××× ×××	××× ×××
(記載上の注意) (略)	(記載上の注意) (略)

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第六条関係）

改正案

現行

様式第四号		様式第六号	
【四半期連結損益計算書】		【四半期連結損益計算書】	
【第 四半期連結会計期間】		【第 四半期連結会計期間】	
(単位：円)		(単位：円)	
前第 四半期連結会計期間	当第 四半期連結会計期間	前第 四半期連結会計期間	当第 四半期連結会計期間
(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)
売上高	×××	売上高	×××
売上原価	×××	売上原価	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	売上総利益（又は売上総損失）	×××
販売費及び一般管理費	×××	販売費及び一般管理費	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	販売費及び一般管理費合計	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	営業利益（又は営業損失）	×××
営業外収益	×××	営業外収益	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外収益合計	×××	営業外収益合計	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	経常利益（又は経常損失）	×××
特別利益	×××	特別利益	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	特別利益合計	×××
特別損失	×××	特別損失	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	特別損失合計	×××
税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）	×××	税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××	法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××	法人税等合計	×××
少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	×××	少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	×××

少数株主利益（又は少数株主損失） 四半期純利益（又は四半期純損失） (記載上の注意) (略)	少数株主利益（又は少数株主損失） 四半期純利益（又は四半期純損失） (記載上の注意) (略)
××× ×××	××× ×××
××× ×××	××× ×××

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第六条関係）

様式第五号・様式第六号	改 正 案
	現 行